

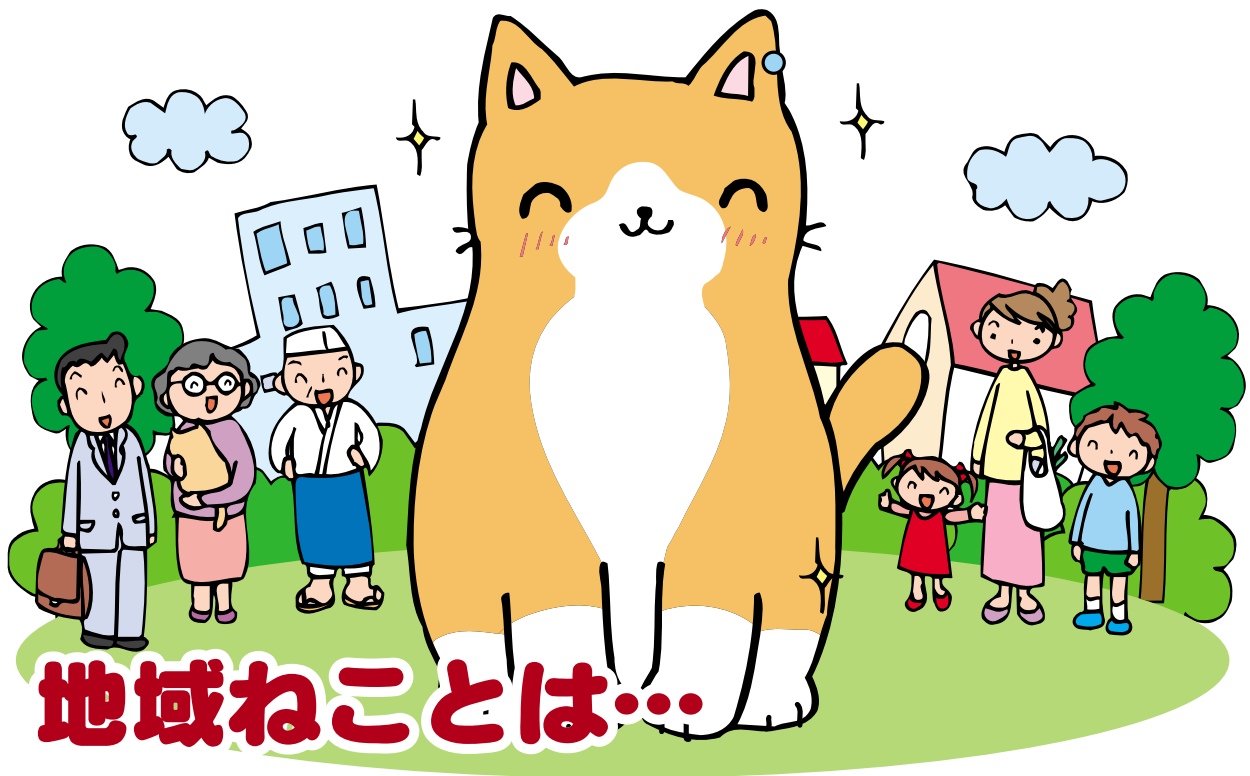


# 地域ねこってな～に？

1

**地域ねこは、  
地域とねこがひとつになったもの。**

**ペットのねこも野良ねこも、  
人によりそって生きる生態の動物です。**



**地域ねことは…**

**人の暮らしと、  
一緒に上手に生きるねこのいる地域。**

**…そして、人々が努力した地域で、  
人と一緒に上手に暮らすねこ、も…**

**捨てるな、殺すな、苦しめるな、生まれたら一生のお世話をしてね。**

地域ねこで、  
人と人のトラブルをなくします。



ねこを苦々しく感じる人も、  
ねこのいのちを見守る人も、  
ねこのテリトリーで一緒に暮らしています。

地域ねこ対策で、人と人の対立をなくし、  
住み良い地域を目指します。

捨てるな、殺すな、苦しめるな、生まれたら一生涯のお世話をしてね。



# 人々の力で地域ねこ

3

## いつ

迷惑苦情の人と、  
いのちを助きたい人のいるとき。

## どこで

ねこのテリトリーのところ

## だれが

ひとりのちからは限られます。  
問題解決を地域のちからで...

## なぜ

野良ねこ駆除の引取りを役所は断ります。  
よそに置き去ると捨てねこ犯罪です。  
人の生活環境で生きるねこは繁殖を続けます。  
繁殖制限手術と餌あさりの管理などを行います。

捨てるな、殺すな、苦しめるな、生まれたら一生涯のお世話をしてね。



# 法律も地域ねこを後押し

4

**動物愛護法**

遺棄犯罪は  
罰金50万円。

© NPO Neko-Dasuke 42216-1100 中塚祥子

**動物愛護法**

殺傷犯罪は懲役1年  
罰金100万円。衰弱虐待は罰金50万円。

© NPO Neko-Dasuke 42216-1100 中塚祥子

**動物愛護法**

飼えないときは  
産ませません。

© NPO Neko-Dasuke 42216-1100 中塚祥子

**飼い主が  
いてもいなくても、  
人と関るねこは、  
法律上の愛護動物です。**

**動物愛護法**

生態・習性・生理の知識を修得し、感染症の知識を持ちましょう。

© NPO Neko-Dasuke 42216-1100 中塚祥子

**動物愛護法**

一生涯一緒に暮らす家族です。

© NPO Neko-Dasuke 42216-1100 中塚祥子

**捨てるな、殺すな、苦しめるな、生まれたら一生涯のお世話をしてね。**